

佐倉市上下水道部

令和4年度水質検査計画



自動水質測定装置

佐倉市上下水道部では、日頃から市民の皆様が安心して飲んでいただける水道水の供給を最優先に考え、水道法に基づいた適切な水質検査を実施してまいりました。

令和4年度の水質検査の透明性を確保し、適正に水質検査が実施されていることを市民の皆様にご理解いただけるよう、検査の地点、項目、頻度及び検査方法等を明記した水質検査計画を策定し、ここに公表するものです。

目次

1. 検査方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 給水区域
 - (2) 浄水施設の概要
3. これまでの水質の状況
 - (1) 原水水質の状況
 - (2) 浄水水質の状況
 - (3) 水質管理上注目すべき項目
4. 検査地点
 - (1) 給水栓
 - (2) 原水（着水井及び井戸）
5. 検査項目と頻度
 - (1) 給水栓における水質検査項目と検査頻度
 - (2) 原水（着水井）における水質検査項目と検査頻度
 - (3) 原水（井戸）における水質検査項目と検査頻度
6. 原水（浄水受水）の水質検査計画
7. 水質検査方法及び委託検査
 - (1) 検査方法
 - (2) 委託検査
8. 水質検査の精度管理
9. 臨時の水質検査
10. 関係者との連携
 - (1) 市民との連携
 - (2) 関係機関との連携
11. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - (1) 水質検査計画
 - (2) 水質検査結果

1. 検査方針

- (1) 検査地点は、水道水質基準が適用される蛇口（以下「給水栓」といいます。）だけでなく、各原水（地下水及び浄水受水）とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目に加えて、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、国が通知で定めた水質管理目標設定項目、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中における放射性物質の項目として放射性セシウム（セシウム134及び137）並びに皆様が利用される水道水が安全で良質であることを確認するために佐倉市が独自に行う項目とします。
- (3) 検査頻度は、給水栓のうち定期の水質検査地点では原則的に水道法の規定に基づき行い、その他の給水栓では、年4回検査を行います。
また、原水のうち地下水分については、各浄水場の着水井（原水（地下水系）が集まる地点）で原則的に水道法の規定に準じて実施するとともに、水源となる各井戸について年4回検査を行います。
なお、水道法の規定では、過去の水質検査結果により3年に1回以上に検査頻度を省略することができる項目がありますが、佐倉市では水道水が安全であることを確認するため、水質基準項目に関しては検査頻度が緩和できる項目でも年1回以上検査を行います。
また、放射性セシウム（セシウム134及び137）は、各浄水場で、年4回以上検査を行います。
- (4) 原水のうち浄水受水分については、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部（以下「印旛広域水道」といいます。）が水質検査計画を策定し、同計画に基づき水質検査が行われることから、佐倉市では計画策定しません。

2. 水道事業の概要（詳細は佐倉市水道事業概要をご参照ください）

(1) 給水区域

許可給水区域	佐倉市内	
現在給水区域	佐倉地区	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、鏑木町、新町、裏新町、中尾余町、最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、本町、樹木町、将門町、大蛇町、藤沢町、栄町、城内町、鏑木町一・二丁目、千成一～三丁目、大佐倉、飯田、岩名、山崎、上代、高岡、宮前一～三丁目、白銀一～四丁目、鏑木仲田町、寺崎北一～六丁目
	臼井地区	臼井、臼井田、臼井台、江原、江原新田、角来、印南、八幡台一～三丁目、新臼井田、江原台一・二丁目、王子台一～六丁目、南臼井台、稲荷台一～四丁目
	志津地区	上座、小竹、青菅、井野、井野町、上志津、上志津原、下志津、下志津原、中志津一～七丁目、宮ノ台一～六丁目、ユーカーが丘一～七丁目、西志津一～八丁目、南ユーカーが丘、西ユーカーが丘一～七丁目
	根郷地区	六崎、寺崎、太田、大篠塚、小篠塚、神門、木野子、城、石川、藤治台、大作一・二丁目、大崎台一～五丁目、山王一・二丁目、春路一・二丁目、表町一～四丁目
	和田地区	直弥、宮本
	弥富地区	西御門
	千代田地区	生谷、吉見、染井野一～七丁目

(2) 浄水施設の概要

浄水場名	南部浄水場	志津浄水場	上座浄水場
所在地	小篠塚 1240	上志津原 59-2	上座 776-2
年間配水量 (令和2年度)	6,639,970 m ³	7,374,294 m ³	3,929,290 m ³
原水の種類	地下水 (深井戸 11本) 浄水受水 (印旛広域水道)	地下水 (深井戸 14本) 浄水受水 (印旛広域水道)	地下水 (深井戸 7本) 浄水受水 (志津浄水場)
令和2年度 1日最大配水実績 (全体最大時)	20,180 m ³ (17,500 m ³)	24,427 m ³ (24,427 m ³)	12,550 m ³ (12,550 m ³)
浄水処理方法	前塩素処理 除鉄・除マンガン 処理	前塩素処理 除鉄・除マンガン 処理	前塩素処理 除鉄・除マンガン 処理

3. これまでの水質の状況 (詳細は水道事業概要をご参照ください)

(1) 原水水質の状況

佐倉市の水源は、市内32本の地下水(深井戸)と印旛広域水道から供給される浄水受水からなっています。

これら原水のうち地下水系の水質は良好で清浄な状態を保持していますが、微量ながら鉄分とマンガン分を含有します。

(2) 浄水水質の状況

これまでの水質検査結果により、浄水の水質はすべての項目で水質基準を満たしていたことから、安全で良質な水です。

(3) 水質管理上注目すべき項目

原水のうち地下水には鉄分とマンガン分が含まれており、これらが塩素消毒により赤茶色に発色し、濁り水(赤水)の原因となる恐れがあります。

このことから、これらの項目を水質管理上注目すべき項目として捉え、引き続き市内浄水場において除鉄・除マンガン装置で鉄分及びマンガン分を取り除きます。

4. 検査地点

(1) 給水栓

これまでの水質検査結果から、全ての浄水場系において、浄水の水質は安定して水質基準を満たしています。そこで、水道法に基づく定期的水質検査を行う地点として、各浄水場の給水範囲に1か所の地点を定め、その地点の給水栓で水質検査を行います。また、給水範囲内の浄水の水質の状況を確認するため、定期的水質検査地点以外に9か所の調査地点を定め、その地点の給水栓で水質検査を行います。

給水栓採水地点表

	採水地点名	所在地
南部浄水場系	宮前北公園（定期的水質検査地点） 上の谷公園 水質検査室 堀上公園 南部浄水場出口	宮前二丁目 山王一丁目 裏新町 白銀三丁目 小篠塚
志津浄水場系	健康管理センター（定期的水質検査地点） 干場公園 えのき公園 志津浄水場出口	江原台二丁目 中志津一丁目 染井野二丁目 上志津原
上座浄水場系	井野中学校（定期的水質検査地点） 上座総合公園 上座浄水場出口	宮ノ台三丁目 上座 上座

(2) 原水（着水井及び井戸）

浄水処理に水源水質が影響を与えることから、各浄水場の着水井及び各井戸（32本）で検査を行います。

5. 検査項目と頻度

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目に加えて、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、国が通知で定めた水質管理目標設定項目、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中における放射性物質の項目として放射性セシウム（セシウム134及び137）並びに皆様が利用される水道水が安全で良質であることを確認するために佐倉市が独自に行う項目としま

す。

(1) 給水栓における水質検査項目と検査頻度

(水質検査表(1)、(2)参照)

① 水質検査項目

定期の水質検査地点である市内3地点において、水質基準項目(51項目:全項目)、水質管理目標設定項目である27項目のうち25項目、色、濁り及び佐倉市独自で行う7項目の検査を行います。

また、定期の水質検査地点以外の9地点において、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のうち自己検査できる項目、一般細菌、大腸菌、従属栄養細菌、並びに佐倉市独自で行う項目の検査を行います。

なお、水質管理目標設定項目において、佐倉市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、亜塩素酸及び二酸化塩素の項目は行いません。

また、各浄水場出口において、放射性セシウム(セシウム134及び137)の検査を行います。

② 検査頻度

i) 定期の水質検査地点において、水質基準項目のうち自己検査ができる37項目及び一般細菌、大腸菌、かび臭原因物質2項目(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)、水質管理目標設定項目のうち自己検査ができる15項目及び従属栄養細菌並びに佐倉市独自で行う7項目については、毎月1回行います。

ii) 定期の水質検査地点において、水質基準項目のうち10項目については、3か月に1回(年4回)行います。

iii) 定期の水質検査地点において、水質管理目標設定項目のうち9項目については、年1回行います。

iv) 定期の水質検査地点において、色、濁り、残留塩素の検査を水道水質等自動計測装置により、24時間測定を行います。

v) 定期の水質検査地点以外の9地点において、水質基準項目のうち自己検査ができる37項目及び一般細菌、大腸菌、水質管理目標設定項目のうち自己検査ができる15項目及び従属栄養細菌並びに佐倉市独自で行う7項目については、3か月に1回(年4回)行います。

vii) 各浄水場出口において、放射性セシウム(セシウム134及び137)について年4回以上行います。

(2) 原水（着水井）における水質検査項目と検査頻度

(水質検査表(3)、(4)参照)

① 水質検査項目

各浄水場の着水井において、水質基準項目のうち39項目、水質管理目標設定項目のうち21項目、クリプトスポリジウム等、嫌気性芽胞菌、及び佐倉市独自で行う7項目の検査を行います。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、消毒剤、消毒副生成物及び消毒に関する項目は行いません。

また、各浄水場の着水井において、放射性セシウム（セシウム134及び137）の検査を行います。

② 検査頻度

i) 水質基準項目のうち自己検査ができる30項目及び一般細菌、大腸菌、水質管理目標設定項目のうち自己検査ができる14項目及び従属栄養細菌、佐倉市独自で行う7項目、嫌気性芽胞菌については、毎月1回行います。

ii) 水質基準項目のうち7項目、水質管理目標設定項目のうち6項目、及びクリプトスポリジウム等については、年1回行います。

iii) 各浄水場の着水井において、放射性セシウム（セシウム134及び137）について年4回以上行います。

(3) 原水（井戸）における水質検査項目と検査頻度

(水質検査表(3)、(4)参照)

① 水質検査項目

原水のうち地下水（井戸）において、水質基準項目のうち32項目、水質管理目標設定項目のうち15項目、嫌気性芽胞菌、及び佐倉市独自で行う7項目の検査を行います。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目のうち、消毒剤、消毒副生成物及び消毒に関する項目は行いません。

② 検査頻度

i) 水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、pH値、臭気、色度及び濁度、水質管理目標設定項目のうち従属栄養細菌、並びに嫌気性芽胞菌については、3か月に1回（年4回）行います。

ii) 水質基準項目のうち自己検査ができる26項目、水質管理目標設定項目のうち自己検査ができる14項目及び佐倉市独自で行う7項目については、年1回行います。

6. 原水（浄水受水）の水質検査計画

原水のうち印旛広域水道から供給される浄水受水は、実際には柏井浄水場からの浄水がそのまま佐倉市の原水（浄水受水）となることから、佐倉市独自で水質検査計画は策定しません。

なお、印旛広域水道とは連絡を密にし、水質検査結果等は逐次報告を受けることとしています。

詳しくは印旛広域水道の水質検査計画をご参照ください。

7. 水質検査方法及び委託検査

水質事故は突発的に発生することが多いため、その緊急性及び市民の皆様への的確な情報提供を最優先に考えて、基本的に佐倉市上下水道部水質検査室で行います。但し、検査体制が整わない項目につきましては、外部に委託します。

（1）検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）」等により行います。また、残留塩素の検査方法については、「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年9月29日厚生労働省告示第318号）」により行います。その他の項目の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）等に準拠して行います。

（2）委託検査

委託による水質検査は、水道法第20条の登録を受けた機関の中からISO/IEC 17025の取得（水質基準項目の全てに関して告示法での取得している者）、又は、水道GLPを取得している者に委託します。

①委託の範囲

i) 委託する検査項目及び頻度

委託する検査項目及び頻度は、水質検査表（1）から（4）の検査の種類及び検査計画頻度のとおりです。

ii) 試料の採取及び運搬方法

試料の採取及び運搬は、委託検査機関の検査員が行います。試料の採取方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定

める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）」（以下、「告示法」という。）に基づき実施します。

また、試料の運搬は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬します。検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 1 2 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とします。

iii) 臨時検査の取扱い

臨時の委託検査については、定期の委託検査機関が速やかに行います。

②委託した検査の実施状況の確認方法

検査結果の根拠となる資料の確認、検査施設への立入検査及び水質検査の試料のクロスチェックの実施等により委託検査機関の検査状況を把握します。

また、外部精度管理調査や内部精度管理の結果報告を提出させるものとしします。

8. 水質検査の精度管理

検査項目は微生物から化学物質まで多岐にわたり、その検査も極微量レベルでの測定が求められています。佐倉市では精密な検査機器を整備・更新するとともに、内部精度管理の実施と併せて、厚生労働省が実施する外部精度管理、千葉県が県内水道事業体に対して行う外部精度管理及び妥当性評価等によって水質検査の精度を確認し、水質検査の信頼性の確保に努めてまいります。

9. 臨時の水質検査

水源等で、次のような事項が原因で著しい水質の変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓で水質基準値を超えるおそれがある場合には必要に応じて水源や浄水場、給水栓などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- ①浄水処理に異常が生じたとき
- ②原水の水質が急激に変化したとき
- ③水源付近や給水区域で消化器系感染症が流行しているとき
- ④お客様の水道水に異常が認められたとき
- ⑤水源の水質事故の影響を受けたとき

⑥その他、必要と認められるとき

なお、臨時の水質検査を実施する項目は、水質基準項目を中心に状況に応じて決定し、項目により自己検査、又は委託検査を実施します。

10. 関係者との連携

常に、安全な水道水を家庭に送るためには、市民や関係機関との連携も大切です。そこで、以下の取り組みに努めます。

(1) 市民との連携

市民から寄せられる水質の問い合わせ等には、的確に対応できるようにします。

(2) 関係機関との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症があったときは、関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

11. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質検査計画

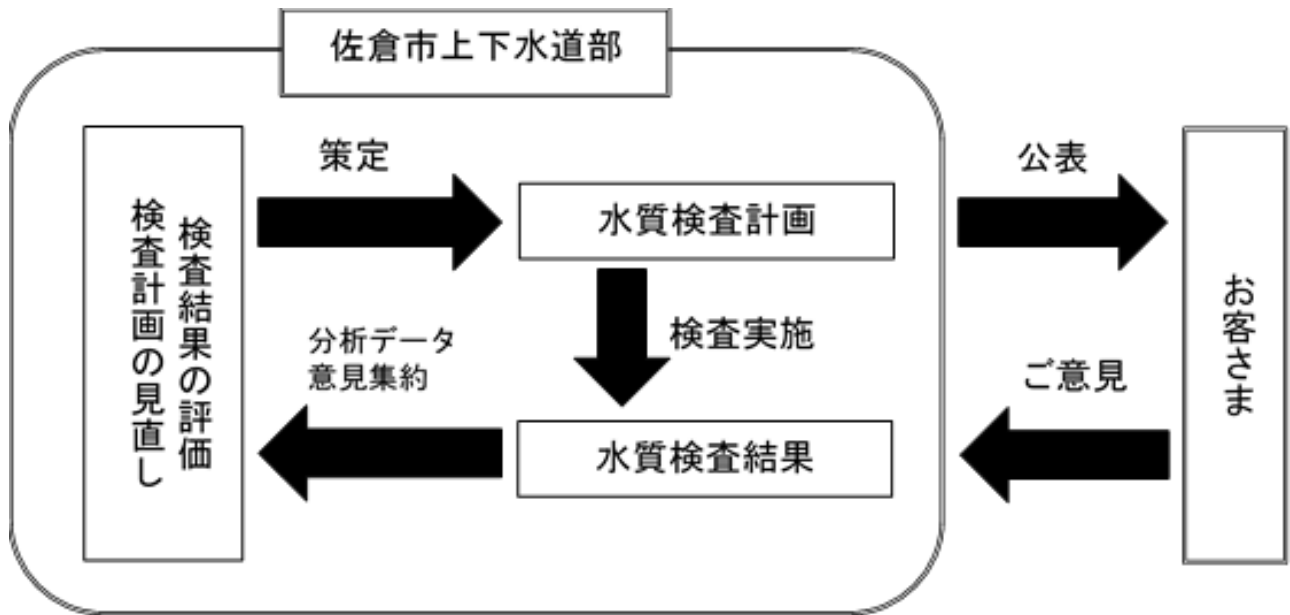
佐倉市が作成した次年度の水質検査計画は、上下水道部ホームページ及び佐倉市役所1号館2階市政資料室にて公表いたします。

(2) 検査結果

水質検査結果及び評価については、上下水道部ホームページ及び水道事業概要にて公表いたします。

12. 検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査計画に基づく水質検査の結果について、水質基準や過去の検査結果等と比較して評価を行います。また、評価の結果や意見等を受けて、必要に応じ水質検査計画の見直しを行います。



水質検査表（1） 給水栓

検査計画頻度（回／年）

◎水質基準項目

	項目名	区分	検査の種類	南部浄水場系				志津浄水場系				上座浄水場系			
				宮前北公園	上の谷公園	水質検査室	堀上公園	出口	健康管理センター	干場公園	えのき公園	出口	井野中学校	上座総合公園	出口
健康に関する項目	基01 一般細菌	病原微生物	委	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基02 大腸菌		委	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基03 カドミウム及びその化合物	重金属・無機物	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基04 水銀及びその化合物		委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—
	基05 セレン及びその化合物		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基06 鉛及びその化合物		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基07 ヒ素及びその化合物		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基08 六価クロム化合物		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基09 亜硝酸態窒素		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基10 シアン化物イオン及び塩化シアン		委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基12 フッ素及びその化合物		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基13 ホウ素及びその化合物	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
	基14 四塩化炭素	有機物	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
	基15 1,4-ジオキサン		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	自		12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基17 ジクロロメタン	自		12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基18 テトラクロロエチレン	自		12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基19 トリクロロエチレン	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4		
基20 ベンゼン	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4		
基21 塩素酸	消毒副生成物	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基22 クロロ酢酸		委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	
基23 クロロホルム		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基24 ジクロロ酢酸		委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	
基25 ジブロモクロロメタン		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基26 臭素酸		委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	
基27 総トリハロメタン		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基28 トリクロロ酢酸		委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	
基29 ブロモジクロロメタン		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基30 ブロモホルム		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基31 ホルムアルデヒド		委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	
基32 亜鉛及びその化合物	着色	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基33 アルミニウム及びその化合物		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基34 鉄及びその化合物		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基35 銅及びその化合物	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4		
基36 ナトリウム及びその化合物	味	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基37 マンガン及びその化合物	着色	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基38 塩化物イオン	味	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基40 蒸発残留物		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基41 陰イオン界面活性剤	発泡	委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	
基42 ジェオスミン ※1	カビ臭	委	12	—	—	—	—	12	—	—	—	12	—	—	
基43 2-メチルイソボルネオール ※2		委	12	—	—	—	—	12	—	—	—	12	—	—	
基44 非イオン界面活性剤	発泡	委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	
基45 フェノール類	臭気	委	4	—	—	—	—	4	—	—	—	4	—	—	
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	味	自	12	—	—	—	—	12	—	—	—	12	—	—	
基47 pH値	基礎的性状	自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基48 味		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基49 臭気		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基50 色度		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	
基51 濁度		自	12	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	

備考 ① ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

② ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

③ 「—」は検査を行いません

④ 「委」：委託検査、「自」：自己検査

水質検査表（２） 給水栓

検査計画頻度（回／年）

◎水質管理目標設定項目＋その他

	項目名	検査の種類	南部浄水場系					志津浄水場系			上座浄水場系			
			宮前北公園	上の谷公園	水質検査室	堀上公園	出口	健康管理センター	干場公園	えのき公園	出口	井野中学校	上座総合公園	出口
目01	アンチモン及びその化合物	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目02	ウラン及びその化合物	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目03	ニッケル及びその化合物	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目05	1,2-ジクロロエタン	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目08	トルエン	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
目10	亜塩素酸	—	消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、検査は行いません											
目12	二酸化塩素	—	消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、検査は行いません											
目13	ジクロロアセトニトリル	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
目14	抱水クロラール	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
目15	農薬類	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
目16	残留塩素	自	3 6 5	4	4	4	4	3 6 5	4	4	4	3 6 5	4	4
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目18	マンガン及びその化合物	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目19	遊離炭酸	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
目20	1,1,1-トリクロロエタン	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目22	有機物等(KMnO4消費量)	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
目23	臭気強度(TON)	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
目24	蒸発残留物	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目25	濁度	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目26	pH値	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目27	腐食性(ランゲリア指数)	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
目28	従属栄養細菌	委	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目29	1,1-ジクロロエチレン	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目30	アルミニウム及びその化合物	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタニル酸(PFOA)	委	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
その他	色・濁り	自	3 6 5	—	—	—	—	3 6 5	—	—	—	3 6 5	—	—
その他	放射性セシウム(セシウム134及び137)	委	—	—	—	—	4以上	—	—	—	4以上	—	—	4以上
その他	アンモニア態窒素	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
その他	カリウム	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
その他	マグネシウム	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
その他	カルシウム	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
その他	臭素イオン	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
その他	リン酸イオン	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4
その他	硫酸イオン	自	1 2	4	4	4	4	1 2	4	4	4	1 2	4	4

- 備考 ① 「—」は検査を行いません
 ② 目04、目06、目07及び目11は法令改正により削除されました
 ③ 「委」：委託検査、「自」：自己検査

水質検査表（3） 原水（地下水系）

検査計画頻度（回／年）

◎水質基準項目

項目名	検査の種類	南部浄水場		志津浄水場		上座浄水場	
		着水井	11水源	着水井	14水源	着水井	7水源
基01 一般細菌	委	12	各4	12	各4	12	各4
基02 大腸菌	委	12	各4	12	各4	12	各4
基03 カドミウム及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基04 水銀及びその化合物	委	1	—	1	—	1	—
基05 セレン及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基06 鉛及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基07 ヒ素及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基08 六価クロム化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基09 亜硝酸態窒素	自	12	各1	12	各1	12	各1
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	委	1	—	1	—	1	—
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	自	12	各1	12	各1	12	各1
基12 フッ素及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基13 ホウ素及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基14 四塩化炭素	自	12	各1	12	各1	12	各1
基15 1,4-ジオキサン	自	12	各1	12	各1	12	各1
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	自	12	各1	12	各1	12	各1
基17 ジクロロメタン	自	12	各1	12	各1	12	各1
基18 テトラクロロエチレン	自	12	各1	12	各1	12	各1
基19 トリクロロエチレン	自	12	各1	12	各1	12	各1
基20 ベンゼン	自	12	各1	12	各1	12	各1
基21 塩素酸	—	消毒副生成物による項目で、 且つ給水栓で測定を行うため、検査は行いません					
基22 クロロ酢酸	—						
基23 クロロホルム	—						
基24 ジクロロ酢酸	—						
基25 ジブロモクロロメタン	—						
基26 臭素酸	—						
基27 総トリハロメタン	—						
基28 トリクロロ酢酸	—						
基29 ブロモジクロロメタン	—						
基30 ブロモホルム	—						
基31 ホルムアルデヒド	—						
基32 亜鉛及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基33 アルミニウム及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基34 鉄及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基35 銅及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基36 ナトリウム及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基37 マンガン及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基38 塩化物イオン	自	12	各1	12	各1	12	各1
基39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	自	12	各1	12	各1	12	各1
基40 蒸発残留物	自	12	各1	12	各1	12	各1
基41 陰イオン界面活性剤	委	1	—	1	—	1	—
基42 ジェオスミン ※1	委	1	—	1	—	1	—
基43 2-メチルイソボルネオール ※2	委	1	—	1	—	1	—
基44 非イオン界面活性剤	委	1	—	1	—	1	—
基45 フェノール類	委	1	—	1	—	1	—
基46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	自	12	各1	12	各1	12	各1
基47 pH値	自	12	各4	12	各4	12	各4
基48 味	—	—	—	—	—	—	—
基49 臭気	自	12	各4	12	各4	12	各4
基50 色度	自	12	各4	12	各4	12	各4
基51 濁度	自	12	各4	12	各4	12	各4

- 備考 ① ※1の正式名：(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
 ② ※2の正式名：1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール
 ③ 「—」は検査を行いません
 ④ 「委」：委託検査、「自」：自己検査

水質検査表（４） 原水（地下水系）

検査計画頻度（回／年）

◎水質管理目標設定項目＋その他

	項目名	検査の種類	南部浄水場		志津浄水場		上座浄水場	
			着水井	11水源	着水井	14水源	着水井	7水源
目01	アンチモン及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
目02	ウラン及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
目03	ニッケル及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
目05	1,2-ジクロロエタン	自	12	各1	12	各1	12	各1
目08	トルエン	自	12	各1	12	各1	12	各1
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	委	1	—	1	—	1	—
目10	亜塩素酸	—	消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、検査は行いません					
目12	二酸化塩素	—	消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、検査は行いません					
目13	ジクロロアセトニトリル	—	消毒副生成物による項目のため、給水栓で行うことから、検査は行いません					
目14	抱水クロラール	—						
目15	農薬類	—	—	—	—	—	—	—
目16	残留塩素	—	残留塩素は消毒に関する項目のため、検査は行いません					
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	自	12	各1	12	各1	12	各1
目18	マンガン及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
目19	遊離炭酸	委	1	—	1	—	1	—
目20	1,1,1-トリクロロエタン	自	12	各1	12	各1	12	各1
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	自	12	各1	12	各1	12	各1
目22	有機物等(KMnO4消費量)	委	1	—	1	—	1	—
目23	臭気強度(TON)	委	1	—	1	—	1	—
目24	蒸発残留物	自	12	各1	12	各1	12	各1
目25	濁度	自	12	各1	12	各1	12	各1
目26	pH値	自	12	各1	12	各1	12	各1
目27	腐食性(ランゲリア指数)	委	1	—	1	—	1	—
目28	従属栄養細菌	委	12	各4	12	各4	12	各4
目29	1,1-ジクロロエチレン	自	12	各1	12	各1	12	各1
目30	アルミニウム及びその化合物	自	12	各1	12	各1	12	各1
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	委	1	—	1	—	1	—
その他	クリプトスポリジウム等	委	1	—	1	—	1	—
その他	嫌気性芽胞菌	自	12	各4	12	各4	12	各4
その他	放射性セシウム(セシウム134及び137)	委	4以上	—	4以上	—	4以上	—
その他	アンモニア態窒素	自	12	各1	12	各1	12	各1
その他	カリウム	自	12	各1	12	各1	12	各1
その他	マグネシウム	自	12	各1	12	各1	12	各1
その他	カルシウム	自	12	各1	12	各1	12	各1
その他	臭素イオン	自	12	各1	12	各1	12	各1
その他	リン酸イオン	自	12	各1	12	各1	12	各1
その他	硫酸イオン	自	12	各1	12	各1	12	各1

備考

①「—」は検査を行いません

② 目04、目06、目07及び目11は法令改正により削除されました

③ 「委」：委託検査、「自」：自己検査


~~~~~

- ◆この水質検査計画についての、お客様のご意見をお寄せ下さい。
  - ◆お客様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。
- なお、お客様への個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。

**お問合せ先**

〒285-8501  
佐倉市海隣寺町97  
佐倉市上下水道部水道課  
電話番号：043-485-1191  
Fax番号：043-485-1194  
Eメール：suidou@city.sakura.lg.jp